

独立行政法人情報処理推進機構の参事に関する規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 48 号

最終改正 令和 7 年 1 月 8 日 2024 情総企第 878 号 一部改正

(総則)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の参事の職務にある職員の給与及び退職手当は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 参事の給与は、次の区分による。

- イ 本 俸
- ロ 地域手当
- ハ 広域異動手当
- ニ 通勤手当
- ホ 特別手当
- ヘ 在宅勤務等手当

(給与の支給日及び支給方法)

第 3 条 参事の給与（特別手当を除く。以下次項において同じ。）の支給日は、毎月 18 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸、地域手当、広域異動手当及び通勤手当並びに前月分の在宅勤務等手当とする。
- 3 参事の給与は、法令に基づきその参事の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接参事に支給する。

(本俸の決定)

第 4 条 参事の本俸は、月額とし、その額は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度を考慮して、別表第 1 の俸給表により定める。

(地域手当)

第 5 条 地域手当は、東京都特別区に所在する事業所に在勤する参事に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、本俸に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条の2の規定を準用する。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、給与規程第14条の規定を準用する。

（特別手当）

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する参事に対して6月30日及び12月10日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した参事（国、独立行政法人から派遣された参事であって、引き続き国、独立行政法人へ復帰のため機構を退職した参事を除く。）についても同様とする。

なお、基準日に在職する参事のうち、懲戒規程により停職の処分を受けた参事には特別手当を支給しない。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した参事にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該参事が受けるべき本俸の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として別に定める基準により計算して得た額とする。
- 3 特別手当の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務等手当）

第7条の2 在宅勤務等手当は、給与規程第16条の4の規定を準用する。

（給与に関する細則）

第8条 昇給、昇給の時期、給与の減額、欠勤者の給与、休職者の給与、介護休暇者の給与、育児休業者の給与、特殊な退職及び死亡の場合の支給額、日割計算、勤務1日当りの給与額、勤務1時間当たりの給与額及び端数の処理については、それぞれ給与規程第7条、8条、17条、18条、19条、19条の2、19条の3、20条、21条、22条、23条及び24条の規定を準用する。

（退職手当の区分）

第9条 「退職手当」とは、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分により支給する。

- 一 参事が退職したときは、退職金
- 二 参事が死亡したときは、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給対象及び退職金の支給制限)

第10条 退職手当の支給対象及び退職金の支給制限については、それぞれ独立行政法人情報処理推進機構職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第3条及び第4条を準用する。

(退職金の額)

第11条 退職金の額は、参事が退職し、又は死亡した日におけるその者の本俸月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額は、本俸月額の100分の5,500をこえるときは、本俸月額の100分の5,500とする。

- 一 5年までの期間については、1年につき100分の100
- 二 5年をこえ10年までの期間については、1年につき100分の140
- 三 10年をこえ20年までの期間については、1年につき100分の180
- 四 20年をこえ30年までの期間については、1年につき100分の200
- 五 30年をこえる期間については、1年につき100分の100

2 前項の規定によりがたい場合は、その都度理事長が定める額とする。

(退職手当に関する細則)

第12条 本規程に定めるもののほか退職手当に関する事項については、退職手当規程を準用する。

(雑則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月5日から施行する。
- 2 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）設立の際、情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）又は財団法人日本情報処理開発協会情報処理技術者試験センター（以下「開発協会」という。）の役員であった者で、引き続き機構の参事となった者の在職期間の算定については、協会又は開発協会の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 機構の設立時において、参事となった者の給与及び退職手当については、別に定める。

附 則（平成17年11月29日 2005情総第108号・一部改正）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日 2005情総第167号・一部改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(本俸の引下げに伴う経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する参事であつて、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる参事には、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

(地域手当の支給割合の経過措置)

- 3 平成22年3月31日までの間における改正後の規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の18」とあるのは「100分の13」とする。

附 則（平成19年3月29日 2006情総第165号・一部改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(地域手当の支給割合の経過措置)

- 2 規程（平成18年3月31日2005情総第167号）の附則第3項中「平成22年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」とする。
- 3 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の18」とあるのは「100分の14」とする。

附 則（平成20年2月22日 2007情総第173号・一部改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(地域手当の支給割合の経過措置)

- 2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の18」とあるのは「100分の14」とする。

附 則（平成21年2月18日 2008情総第133号・一部改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当の支給割合の経過措置)

- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。

附 則（平成21年4月30日 2009情総第7号・一部改正）

(施行期日)

この規程は、平成21年4月23日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 2009情総第110号・一部改正）
（施行期日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月13日 2010情総第11号・一部改正）
（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日 2010情総第133号・一部改正）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、参事に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該参事が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本棒 当該参事の本棒に100分の1.5を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該参事の本棒に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 三 広域異動手当 当該参事の本棒に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 四 特別手当 それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した参事にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該参事の本棒の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として別に定める基準により計算して得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 3 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される参事についての第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による算出した給与額から、当該参事の本棒並びにこれに対する地方手当および広域異動手当の月額の合計額に当該年度における1月の平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した参事に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該参事が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」とする。

附 則（平成24年5月11日 2012情総第10号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成24年5月11日から施行し、平成24年5月1日から適用する。
（参事の給与の特例）
- 2 この規程の施行の日から平成26年4月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、規程第4条に規定する俸給表の適用を受ける参事に対する本俸月額の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、100分の9.77の割合（以下「支給減額率」と

いう。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 3 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 地域手当 当該参事の本棒月額に対する地域手当の月額に当該参事の支給減額率を乗じて得た額

二 広域異動手当 当該参事の本棒月額に対する広域異動手当の月額に当該参事の支給減額率を乗じて得た額

三 特別手当 当該参事が受けるべき特別手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

- 4 特例期間においては、休職者の給与は、第8条において準用する給与規程第19条第1項から第4項及び第6項の規定にかかわらず、同規程(2012 情総第9号)の附則第3項第五号及び第4項の規定を準用する。

- 5 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額は、第8条において準用する給与規程第23条の規定にかかわらず、同規程(2012 情総第9号)の附則第5項の規定を準用する。

(端数処理)

- 6 この規程に基づき給与を減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成25年4月30日 2013 情総第23号・一部改正)

- 1 この規程は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 官民の支給水準の均衡を図るために、当分の間、次表に定める期間に退職した退職者に対する退職金の額は、第11条の規定により算出した額に次表の調整率を乗じて得た額とする。

期間	調整率
平成25年5月1日から平成25年9月30日まで	100分の98
平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の92
平成26年7月1日以降	100分の87

附 則(平成26年12月26日 2014 情総第86号・一部改正)

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則(平成27年4月1日 2015 情総第5号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、改正後の規程第4条の規定による本俸の額がこの規程の施行の日の前日に受けていた本俸の額に達しないこととなる参

事には、当該本俸のほか、当該本俸と同日にその参事が受けていた本俸との差額に相当する額（独立行政法人情報処理推進機構の参事に関する規程（2010 情総第 133 号）による改正後の同規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される参事にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を本俸として支給する。

- 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 20」とあるのは「100 分の 18.5」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日 2015 情総第 157 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日 2016 情総第 143 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 8 日 2017 情総第 368 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 9 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日 2018 情総第 134 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年改正規程附則第 2 項の表中「100 分の 87」とあるのは「100 分の 83.7」とする。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日 2018 情総第 573 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 2021 情総第 666 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 30 日 2023 情総企第 152 号・一部改正）

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和５年１１月２９日 ２０２３ 情総企第 ４４０ 号・一部改正）

- １ この規程は、令和５年 １２ 月 １ 日から施行する。ただし、別表第 １ の改正については、令和５年 ４ 月 １ 日から適用する。
- ２ 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和６年 １２ 月 １９ 日 ２０２４ 情総企第 ８３８ 号・一部改正）

この規程は、令和 ７ 年 １ 月 １ 日から施行する。

附 則（令和 ７ 年 １ 月 ８ 日 ２０２４ 情総企第 ８７８ 号・一部改正）

- １ この規程は、令和 ７ 年 １ 月 １ 日から施行する。ただし、別表第 １ の改正については、令和 ６ 年 ４ 月 １ 日から適用する。
- ２ 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

号俸	月額
1	588,000
2	590,300
3	592,500
4	594,800
5	596,900
6	599,000
7	601,200
8	603,500
9	605,600
10	607,700
11	609,900
12	612,100
13	614,300
14	616,500
15	618,600
16	621,000
17	623,100
18	625,400
19	627,000
20	628,800
21	630,400
22	632,600
23	634,800
24	637,100
25	639,300
26	641,500
27	643,700
28	646,000
29	648,300
30	650,500
31	652,800
32	655,000
33	657,100
34	659,400
35	661,600
36	664,000
37	666,200
38	668,500
39	670,700
40	672,900

号俸	月額
41	675,100
42	677,400
43	679,700
44	682,000
45	684,200
46	686,500
47	688,700
48	690,800
49	693,000
50	695,200
51	697,600
52	699,700
53	702,000
54	704,200
55	706,600
56	708,800
57	711,100
58	713,200
59	715,600
60	717,800
61	720,100
62	722,200
63	724,500
64	726,800
65	728,900
66	731,100
67	733,400
68	735,700
69	737,900
70	740,100
71	742,400
72	744,700
73	746,900
74	749,200
75	751,400
76	753,600
77	755,800
78	758,000
79	760,300
80	762,500

号俸	月額
81	764,800
82	767,000
83	769,400
84	771,500
85	773,800
86	776,000
87	778,400
88	780,600
89	782,800
90	785,000
91	787,200
92	789,400
93	791,600
94	793,800
95	796,000
96	798,200
97	800,400
98	802,600
99	804,800
100	807,000
101	809,200
102	811,400
103	813,600
104	815,800
105	818,000
106	820,200
107	822,400
108	824,600
109	826,800
110	829,000
111	831,200
112	833,400